（その１）

収　支　報　告　書

※該当箇所に☑ すること

（ふりがな）
1　政治団体の名称　ふくだあきおこうえんかいせいじけいざいけんきゅうかい 福田あきお後援会政治経済研究会

〒321-2335
2　主たる事務所の所在　日光市森友781－3

3　代表者の氏名　福田　昭夫

4　会計責任者の氏名　小池　篤史

5　平成29年分

受付 第　号 30.5.29 栃木県選挙管理委員会

事務担当者の氏名　斎藤　健一　（電話）0288-21-4182
事務担当者の氏名　　（電話）

政治団体の区分
☐ 政党
☐ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団
☑ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
☐ 2以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　福田　昭夫
公職の種類　衆議院議員（現職）

資金管理団体の指定の有無（12月31日又は解散時点）		
☑ 有	公職の種類	衆議院議員（現職）
☐ 無	資金管理団体の届出をした者の氏名	福田　昭夫

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで

※	
受付	5/29
審査	6/6
入力	6/19
修正	

30b0022

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

（単位：円）

収入総額	192163244
（前年からの繰越額）	97532320
（本年の収入額）	94630924
支出総額	83029366
翌年への繰越額	109133878

２　収入項目別金額の内訳

（単位：円）

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額	6710000
人員	340人

(2) 寄附		
①　寄附（②を除く。）の区分	金額(円)	備考
(ｱ) 個人からの寄附	17570000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小計　(ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)	17570000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
②　政党匿名寄附	0	
合計　(①＋②)	17570000	

（その７）

（１，２，３のいずれかに○をつけてください）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1.個人　2.法人・その他の団体　3.政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額(円)	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
福田　昭夫	1,000,000	平成29年6月9日	日光市小百778	衆議院議員	
福田　昭夫	1,400,000	平成29年7月7日	日光市小百778	衆議院議員	
福田　昭夫	3,500,000	平成29年9月23日	日光市小百778	衆議院議員	
福田　昭夫	1,500,000	平成29年10月5日	日光市小百778	衆議院議員	
福田　昭夫	5,000,000	平成29年10月18日	日光市小百778	衆議院議員	
福田　昭夫	1,120,000	平成29年12月6日	日光市小百778	衆議院議員	
福田　昭夫	4,000,000	平成29年12月15日	日光市小百778	衆議院議員	
計	17,520,000				
菊池　英博	50,000	平成29年10月17日	東京都八王子市南大沢3-16-1-403	会社役員	
計	50,000				
この頁の小計	17,570,000	(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載して下さい。 (注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して 年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れて下さい。 (注3)「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体 の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載して下さい。			
その他の寄附	0				
合計	17,570,000				

（その６）

(6) その他の収入														
摘　　要	金　　額(円)													備考
			十億			百万			千			円		
この頁の小計														
1件10万円未満のもの													4	
合　　計													4	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1)支出の総括表

項目	金額(円)	備考
1 経常経費		
(1) 人件費	4,630,000	
(2) 光熱水費	0	
(3) 備品・消耗品費	1,166,2	
(4) 事務所費	1,710,47	
小計	4,812,709	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	2,587,131	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	8,986,688	ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	8,986,688	
イ 宣伝事業費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
(4) 調査研究費	0	
(5) 寄附・交付金	0	
(6) その他の経費	4,428	
小計	3,490,227	
合計	8,302,936	(注) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を「備考」欄に記載してください。

(その14)

(2)経常経費(人件費を除く。)の内訳		項目別区分	備品・消耗品費(消耗品)		
支出の目的	金額(円)	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0	(注1) 国会議員関係政治団体及び資金管理団体(指定期間中)のみ、人件費以外の経常経費について記載する必要があります。 (注2) 国会議員関係政治団体にあっては1万円超の支出、資金管理団体にあっては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。 (注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。			
その他の支出	／ 11,662				
合計	／ 11,662				

(その14)

(2)経常経費(人件費を除く。)の内訳		項目別区分	事務所費(通信費)		
支出の目的	金額(円)	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0	(注1) 国会議員関係政治団体及び資金管理団体(指定期間中)のみ、人件費以外の経常経費について記載する必要があります。			
その他の支出	31,962	(注2) 国会議員関係政治団体にあっては1万円超の支出、資金管理団体にあっては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。			
合計	31,962	(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。			

(その14)

(2)経常経費(人件費を除く。)の内訳		項目別区分	事務所費(事務所管理費)		
支出の目的	金額(円)	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
監査報酬	64,800	平成29年6月14日	川津税理士事務所	日光市土沢1851-80	
この頁の小計	／ 64,800	(注1) 国会議員関係政治団体及び資金管理団体(指定期間中)のみ、人件費以外の経常経費について記載する必要があります。 (注2) 国会議員関係政治団体にあっては1万円超の支出、資金管理団体にあっては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。 (注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。			
その他の支出	／ 17,387				
合計	／ 82,187				

(その14)

(2)経常経費(人件費を除く。)の内訳		項目別区分	事務所費(造作修繕費)		
支出の目的	金額(円)	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
トイレ修繕	25,898	平成29年11月15日	(有)丸百安達材木店	日光市今市544	
この頁の小計	25,898	(注1) 国会議員関係政治団体及び資金管理団体(指定期間中)のみ、人件費以外の経常経費について記載する必要があります。 (注2) 国会議員関係政治団体にあっては1万円超の支出、資金管理団体にあっては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。 (注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。			
その他の支出	0				
合計	25,898				

(その14)

(2)経常経費(人件費を除く。)の内訳		項目別区分	事務所費(賃借料)		
支出の目的	金額(円)	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0	(注1) 国会議員関係政治団体及び資金管理団体(指定期間中)のみ、人件費以外の経常経費について記載する必要があります。 (注2) 国会議員関係政治団体にあっては1万円超の支出、資金管理団体にあっては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。 (注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。			
その他の支出	31,000				
合計	31,000				

(その15)

(3)政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費(旅費交通費)		
支出の目的	金額(円)	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
後援会バス代	241,800	平成29年6月14日	㈲鹿沼観光バス	鹿沼市茂呂45-7	
後援会バス代	141,900	平成29年7月3日	㈱朝日観光バス	日光市倉ヶ崎131-2	
後援会バス代	55,000	平成29年7月9日	首都圏レンタカー	高根沢町上柏崎517	
後援会バス代	164,370	平成29年10月11日	㈱栃木交通ツアー	下野市下古山2984	
ワゴン車	351,780	平成29年11月6日	関東交通㈱	宇都宮市若草2-1-19	
この頁の小計	954,850	(注1) 国会議員関係政治団体にあっては1万円超の支出、その他にあっては、5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。 (注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の(　)の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。			
その他の支出	10,710				
合計	965,560				

(その15)

(3)政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費(行事・会議費)		
支出の目的	金額(円)	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
女性の会役員会食事代	55,346	平成29年2月18日	㈱けっこう漬本舗森友ﾊﾞｲﾊﾟｽ店	日光市森友838-1	
後援会総会食事代	335,000	平成29年7月22日	ブライダルパレスあさの	日光市平ケ崎188-1	
お茶代	38,124	平成29年8月22日	㈲金子ストアー	日光市倉ヶ崎673-4	
役員会食事代	85,428	平成29年8月22日	㈲魚伸	日光市並木町8-9	
食事代	42,000	平成29年8月28日	㈲魚伸	日光市並木町8-9	
食事代	26,000	平成29年9月2日	㈲魚伸	日光市並木町8-9	
弁当代	24,500	平成29年9月4日	㈲魚伸	日光市並木町8-9	
弁当代	28,000	平成29年9月8日	秋澤キミ子	鹿沼市藤江町1255-2	
弁当代	12,000	平成29年9月15日	秋澤キミ子	鹿沼市藤江町1255-2	
弁当代	14,000	平成29年9月21日	㈲魚伸	日光市並木町8-9	
会場使用料	21,600	平成29年10月1日	ブライダルパレスあさの	日光市平ケ崎188-1	
器具使用料	40,010	平成29年10月8日	日光市	日光市今市本町1	
会場使用料	37,860	平成29年10月8日	日光市	日光市今市本町1	
もち米加工代	38,000	平成29年10月23日	二宮堂製菓舗	日光市今市797	
茶菓子代	38,000	平成29年10月27日	菓子処みかど	日光市中央町8-13	
この頁の小計	835,868	(注1) 国会議員関係政治団体にあっては1万円超の支出、その他にあっては、5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。 (注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の(　)の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。			
その他の支出					
合計					

(その15)

(3)政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費(行事・会議費)		
支出の目的	金額(円)	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会場使用料	22,680	平成29年11月8日	㈱セレスポ	日光市今市719-1	
役員会弁当代	28,380	平成29年11月24日	かましん日光森友店	日光市森友789	
茶菓子代	38,000	平成29年11月27日	久保田屋製菓店	日光市今市1430-27	
役員昼食代	13,000	平成29年11月29日	中国料理　北京亭	鹿沼市みなみ町8-237	
役員会食事代	28,400	平成29年12月2日	大益	栃木市西方町金井331	
食事代	40,014	平成29年12月16日	ゆずの木	宇都宮市下小倉1203	
食事代	511,000	平成29年12月17日	ブライダルパレスあさの	日光市平ケ崎188-1	
食事代	16,500	平成29年12月24日	ゆずの木	宇都宮市下小倉1203	
この頁の小計	697,974	(注1) 国会議員関係政治団体にあっては1万円超の支出、その他にあっては、5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。 (注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の(　)の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。			
その他の支出	87,729				
合　　計	1,621,571				

(その15)

(3)政治活動費の内訳		項目別区分	機関誌の発行事業費(製作費・印刷費)		
支出の目的	金額(円)	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
ちらし印刷費	110,484	平成29年10月5日	(有)三興社印刷所	日光市今市685	
封筒印刷	788,184	平成29年10月23日	近藤印刷(有)	日光市土沢1881-3	
この頁の小計	898,668	(注1) 国会議員関係政治団体にあっては1万円超の支出、その他にあっては、5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。 (注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の(　)の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。			
その他の支出	0				
合　　計	898,668				

(その15)

(3)政治活動費の内訳		項目別区分	その他の経費(その他の支出)		
支出の目的	金額(円)	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0	(注1) 国会議員関係政治団体にあっては1万円超の支出、その他にあっては、5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。 (注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。			
その他の支出	4,428				
合計	4,428				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備　　考
ア　土　　地	□	☑	
イ　建　　物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金　　銭　　信　　託	□	☑	
キ　有　　価　　証　　券	□	☑	
ク　出　　資　　に　　よ　　る　　権　　利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑して下さい。　（注）□が有の場合は「項目別区分」ごとに（その18）が必要です。

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成30年 5月29日

政治団体の名称　福田あきお後援会政治経済研究会

会計責任者の氏名　小　池　篤　史　印

代表者の氏名（代表者については解散時のみ記入すること）

印

（注）政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の記名・押印（又は署名）の他、代表者の記名・押印（又は署名）が必要です。

政治資金監査報告書

平成30年5月28日

福田あきお後援会政治経済研究会
代表　福田　昭夫　殿

登録政治資金監査人　川津一弘
登　録　番　号　第　1679
研修終了年月日　平成21年10月15日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、福田あきお後援会政治経済研究会の平成29年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）ついて、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書ついて、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することである。

（4）この政治資金監査は、福田あきお後援会政治経済研究会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

福田あきお後援会政治経済研究会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上